

基幹相談支援センター だより ②④

障害者虐待防止法を
ご存じですか？

障がい者を虐待から守りましょう！

この法律は、障がい者の尊厳を守り自立や社会参加の妨げとならないよう虐待を禁止するとともに、その予防と早期発見のための取組や、障がい者を養護する人への支援を講じることなどを定めたものです。「何人も障がい者を虐待してはならない」と定めており、虐待に気づいた人の通報義務も定められています。

しかし、虐待をしている人に自覚がない場合や、虐待を受けている本人がさまざまな理由でSOSを出せない場合もあります。また、虐待に至る背景には介護疲れや障害への知識不足、養護者自身が問題を抱えている場合も少なくありません。早めの対応や支援につながることで、虐待される人・虐待してしまう人の両者を救うことにつながるのです。障害者虐待を身近な問題としてとらえ、地域社会全体で支え合っていくことが大切なのです。

虐待を発見
したかも...

救う きっかけの
大きな一歩



虐待を見たり、
聞いたりしたときは、
迷わず相談窓口へ
ご相談ください。

このような「虐待」を受けたら、すぐに相談

身体的虐待

障がい者の体に傷や痛みを負わせる暴行を加えること。正当な理由なく身動きがとれない状態にすること。

例 平手打ち、なぐる、ける、つねる、しばりつける、閉じ込める、無理やり食べ物や飲み物を口に入れる など

放棄・放任（ネグレクト）

食事や入浴、洗濯、排せつなどの世話や介助をほとんどせず、障がい者の心身を衰弱させること。

例 十分な食事を与えない、不潔な住環境で生活させる、必要な医療や福祉サービスを受けさせない など

心理的虐待

障がい者を侮辱したり拒絶したりするような言葉や態度で、精神的・心理的な苦痛を与えること。

例 怒鳴る、ののしる、悪口を言う、仲間に入れない、子ども扱いする、無視をする など

性的虐待

障がい者に無理やり（または同意と見せかけ）、わいせつなことをしたり、させたりすること。

例 性的な行為や接触を強要する、障がい者の前でわいせつな会話をする、わいせつな映像を見せる など

経済的虐待

本人の同意なしに障がい者の財産や年金、賃金などを使うこと。また障がい者に理由なく金銭を与えないこと。

例 年金や賃金を渡さない、勝手に預貯金を使う、日常生活に必要な金銭を与えない など

相談窓口

- ★伊佐市役所
福祉課障がい者支援係
☎ 23-1311（内線 1265）
FAX：23-5035
- ★伊佐市基幹相談支援センター
☎ 23-1317

<参考資料> 鹿児島県作成：みんなで防ごう障害者虐待リーフレット
障害者虐待防止法（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）

☎ 伊佐市基幹相談支援センター（伊佐市役所福祉課内） ☎ 23-1317